ASBJ

第 54 回 IFRS 適用課題対応専門委員会

資料番号　AP3

日付　2023 年 4 月 12 日

プロジェクト　IFRS 適用課題対応

項目　【審議事項】デリバティブ契約に対する保証（IFRS 第 9 号「金融商品」）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2023 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された「デリバティブ契約に対する保証」（IFRS 第 9 号「金融商品」）について、アジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及び議論の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

2. なお、当委員会は、2022 年 11 月に IASB より本論点についてアウトリーチ依頼を受けており、IFRS 適用課題対応専門委員会及び金融商品専門委員会の各専門委員に質問を行い、その回答に基づき IASB へコメントを提出している。

II. 背景及び経緯

3. IFRS-IC は、デリバティブ契約に対する保証は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に基づき金融保証又はデリバティブ金融商品のいずれとして会計処理されるかについて要望書を受けた。提出者は、保証の発行者側の会計処理について質問している。

事実パターンの概要

4. AP に記載された事実パターン及び要望書の提出者の質問事項は、以下のとおりである。

(1) 企業 A は、企業 B との間でデリバティブ契約を締結している。契約当事者である企業 A と企業 B のいずれかがデフォルトした場合、当該デリバティブ契約は直ちに終了し、契約上の残存キャッシュ・フローの評価に基づき、固定の精算金額が計算され未払債務となる。

(2) 企業 C は、企業 A に対して、デリバティブ契約の相手方（企業 B）がデフォルトした場合に企業 A が被る実際の損失の全額又は一部を補償することを約束する保証を発行する。

① 補償額の上限は特定されておらず、デリバティブ契約の公正価値変動に基づ

いて変動する。そのため企業 C は、企業 B による精算金額の支払いが行われなかった時点で初めて保証によるエクスポージャーを決定できる。

② 保証が行われるのは、デリバティブが A 社にとって金融資産であり、B 社が精算金額の全部又は一部について支払期日に支払いを行わなかった場合のみである。

質問の概要

5. 上記事実パターンにおけるデリバティブ契約に対する保証は、IFRS 第 9 号の金融保証契約とデリバティブのいずれの定義に該当するか。

(1) 金融保証契約の定義を満たす場合

IFRS 第 9 号の第 2.1 項 (e) の要件に基づき、IFRS 第 9 号又は IFRS 第 17 号「保険契約」のいずれかを選択適用できる。

(2) 金融保証契約の定義を満たさない場合

提出者は、デリバティブとして会計処理すべきかどうかについて明確にすることを求めている。

IFRS 第 9 号付録 A における定義（下線は事務局による補足）

金融保証契約

特定の債務者が負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を補償するために当該保有者に対して所定の支払を行うことを、契約発行者に要求する契約

デリバティブ

金融商品又は本基準書の範囲に含まれる他の契約のうち、次の 3 つの特徴のすべてを有するもの

(a) その価値が、次のもの（「基礎数値」と呼ばれることもある）の変動に応じて変動すること。特定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格若しくはレートの指数、信用格付け若しくは信用指数又はその他の変数。非金融変数の場合には、当該変数が契約当事者に固有ではないことが条件となる。

(b) 当初の純投資を全く要しないか、又は市場要因の変動に対する反応が類似する他の種類の契約について必要な当初の純投資よりも小さいこと

(c) 将来のある日に決済されること

要望書の提出者の見解

6. 要望書の提出者は、さまざまな見解を次のように纏めている。

(1) 見解 A：金融保証契約の定義に該当する。

- 事実パターンの保証は、特定の債務者（企業 B）が支払期日に支払いを行わなかった場合に、実際に被る損失を弁済するものである。

- デフォルトが生じるまで補償額が確定しないことは、保証が金融保証契約に該当することを妨げない。デフォルトが生じた時点で、貸付金などの負債性金融商品と同様に金額が確定する。

(2) 見解 B：金融保証契約の定義に該当しない。

- 金融保証契約の定義は、負債性金融商品を参照しており、これは通常、非デリバティブ金融商品を意味する。事実パターンでは、精算金額は特定された支払いではなく、デリバティブの公正価値変動によって変動する。

- 金融保証契約に該当しない場合、さらに次の 2 つの見解が考えられる。

① 見解 B1：デリバティブの定義に該当する。

- 保証の公正価値は金利の変動に応じて変動し、当初の純投資は比較的小さく、将来決済が行われるため定義を満たす。

② 見解 B2：デリバティブの定義に該当しない。

- 保証は、企業 B が企業 A に確定した精算金額を支払期日までに支払わない場合にのみ発生する。これは、契約の当事者（企業 A）に固有の非金融変数である。

III. 情報要請による発見事項

7. IASB は、会計基準設定主体国際フォーラム(IFASS)のメンバー、証券規制当局、及び大手会計事務所に対して以下について情報要請を行い、要望書をホームページで公開し、

19 通の回答を受領した。

(1) 要望書に記載された事実パターンは一般的か、又は広範囲に及んでいるかどうか。

(2) 事実パターンが一般的な場合、関連する金額は発行者の財務諸表に重要な影響を与えるかどうか。

(3) 企業が関連する IFRS 会計基準を適用する方法に関して、重要な不統一が見られるか。不統一がある場合、それは特定の法域又は業種においてのみかどうか。

8. 受領した回答の概要は以下のとおりである（当委員会のコメントは参考資料参照）。

(1) 回答者全員が、要望書に記載されているようなデリバティブに対する保証の発行は一般的ではなく、広範に行われていないと述べた。

(2) 2 つの会計事務所が、一部の法域の銀行や保険業界において限られた状況で、このような契約が見られると述べた。

(3) ある基準設定主体は、このような取引は、将来的には回答者の法域で、より一般的になる可能性があると述べた。

(4) 一部の基準設定主体及び会計事務所は、デリバティブ契約に対する保証のような取引があった場合、IFRS 第 9 号の規定をどのように適用するのが理論的であるかについての見解を共有していた。また、これらの回答者の一部（基準設定主体と会計事務所の両方を含む）は、会計事務所によって異なる見解が示される結果、実務に不統一が生じる可能性があると指摘した。

(5) 回答者の殆どは、このような取引は、財務諸表に重要な影響を与えることはないと述べた。一方で、ある者（会計事務所）は、金融危機の際に銀行が行った類似の取引による影響に見られたように、関連する企業に重要な影響を与える可能性があると述べた。なお、この回答者は、潜在的な実務の不統一の結果が、企業が報告する金額に重要な影響を及ぼすと予想されるかについては情報を提供していない。

IV. 2023 年 3 月の IFRS-IC 会議

スタッフによる分析及び提案

9. IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック第 5.16 項(a)は、基準設定プロジェクトを作業計画に追加するかどうかを決定する際に IFRS-IC が考慮する要件として、「その事項が広範囲に影響を及ぼし、影響を受ける関係者に重要な影響を与える又は与えることが予想される」ことを定めている。この点、情報要請による発見事項では、本事実パターンは一般的でないことが示されている。そのため、デリバティブ契約に対する保証が実務で広範に行われている又は関係者に重要な影響を与えると予想されることに関し、証拠を得られていない。

10. 要望書に記載された論点は、以下により、それ単独では IASB 又は IFRS-IC が費用対効果の高い方法で対処するには狭すぎると考えられる。

    (1) 情報要請では、当該取引が広まった場合、実務上の不統一が生じる可能性があることが示されたが、保証契約が IFRS 第 9 号の金融保証契約の定義に該当するかどうかについては、他の状況でも同様の疑問が生じ得ることに留意している。

    (2) IASB スタッフの見解では、本資料第 6 項に記載している各見解は、保証が金融保証契約の定義における「負債性金融商品」に対して提供されているかどうかに焦点を当てていると考えられる。そのため、実務の不統一を解消するための基準設定プロジェクトは、要望書で記載された事実パターンにとどまらず、より一般的な金融保証契約の定めの適用に関し、重大な意図せぬ結果をもたらす可能性がある。

11. IASB スタッフによる提案は、次のとおりである。

    (1) 本論点について、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しない。

    (2) 上記の理由を説明する暫定的なアジェンダ決定を公表する。

IFRS-IC 会議での議論の概要

12. IFRS-IC 会議に参加したメンバー全員は、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないとする IASB スタッフの提案に賛成し、特に異論は聞かれなかった。

13. また、アジェンダ決定案についても、発見事項における説明を簡素化したうえで公表することについて、IFRS-IC 会議に参加したメンバー全員が賛成し、特に異論は聞かれなかった。

V. 2023 年 3 月の IFRIC Update のアジェンダ決定（案）（仮訳）

デリバティブ契約に対する保証（IFRS第9号「金融商品」）

IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、IFRS 第 9 号を適用する際に、デリバティブ契約に対して行った保証を企業が金融保証契約として会計処理するのかデリバティブとして会計処理するのかに関する要望書を受け取った。

要望書は、第三者である二者間でのデリバティブ契約に対して行った保証について記述していた。そうした保証は、保証の保有者に対して、他方の当事者が債務不履行となった場合に、発生した実際の損失（クローズアウト金額まで）を補償することになる。クローズアウト金額は、債務不履行となる前の当該デリバティブの残りの契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて決定される。

発見事項

委員会が［現在までに］収集した証拠で示されたところでは、要望書に記載された事項は幅広いものではなく、当該事項が実際に生じる場合でも、関係する金額は重要性がない。

結　論

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は幅広い影響を有するものではなく、影響を受ける者に重要性がある影響を及ぼさない（また、及ぼすとは見込まれない）と結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを［決定した］。

以　上